

## 徳島市農業委員会総会農地関係議事録

徳島市農業委員会総会農地関係の開催については、次のとおりである。

1 日 時 平成30年1月31日（水） 15時30分から

2 場 所 徳島市本庁舎13F 大会議室

### 3 議事内容

#### 付議案件

- |       |                           |
|-------|---------------------------|
| 第2号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の審議について   |
| 第3号議案 | 農地法第4条の規定による許可申請の審議について   |
| 第4号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請の審議について   |
| 第5号議案 | 非農地証明願の審議について             |
| 第6号議案 | 非農地通知の審議について              |
| 第7号議案 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について |
| 第8号議案 | 農用地利用集積計画の承認について          |
| 第9号議案 | 買受適格者証明（耕作目的）の審議について      |

#### 報告事項

1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について
2. 農地法第4条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について
3. 農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について
4. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について
5. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について
6. 農地法第18条第6項の処理について
7. 農地の転用制限の例外（法第4条）による届出について
8. 地目変更登記に係る照会に対する回答について
9. 転用許可の取消について（5条許可）

#### 4 出席委員

##### 農業委員

在任委員数 19名 出席委員数 17名

- 1番 岸本 昇
- 2番 橋 榮一
- 3番 天羽 俊文
- 4番 野口 俊廣
- 6番 金沢 敬治
- 7番 能田 義弘
- 8番 西 一
- 9番 久米 裕純
- 10番 川人 泰博
- 12番 森 政雄
- 13番 品山 昌美
- 14番 植田 美恵子
- 15番 細川 勝義
- 16番 谷川 興一
- 17番 鎌田 良昭
- 18番 朝田 三郎
- 19番 市岡 沙織

##### 農地利用最適化推進委員

在任委員数 18名 出席委員数 15名

- 1番 井川 洋二
- 2番 石田 哲治
- 3番 大平 雅義
- 4番 岸野 重幸
- 5番 谷野 勝
- 6番 桑野 欣伸
- 7番 山本 喜代治
- 8番 中川 敏明
- 9番 増井 孝重
- 10番 武市 慧治
- 11番 松浦 義幸
- 13番 高畠 元治
- 15番 住友 勇
- 16番 浦川 昌夫
- 17番 野口 芳久

平成30年1月31日 15時30分から  
徳島市役所13階 大会議室にて開催

(開会 15時45分)

- 会長           ただ今から、平成30年1月徳島市農業委員会総会、農地関係を開会いたします。  
それでは、第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。  
事務局より、議案の説明をお願いします。
- 職員           それでは第2号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議についてご  
説明します。  
議案書1ページをお開きください。  
全ての申請について法定の添付書類は整っております。農地法第3条第2項各号の  
不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われまます。耕作労力・農機具の  
保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見  
受けられません。なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、  
特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。
- 1番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望により、農地1筆の所有権が移転され  
るものです。譲受人の耕作面積は許可後、244aに至るもので、譲受人は許可後、  
みかんの栽培を行うとのことです。
- 2番は、譲渡人から譲受人へ、同一世帯内での部分贈与により、農地2筆の所有権  
が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後も変わらず、123aに至るもの  
で、譲受人は許可後も従来と変わらずシキビ、レタス、ダイコンの栽培を行うとのこ  
とです。
- 3番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小のため、農地3筆の所有権  
が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後、39aに至るもので、譲受人は  
許可後、水稻の栽培を行うとのことです。
- 4番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望により、農地4筆の所有権が移転され  
るものです。譲受人は、農地所有適格法人で、事業をはじめたばかりですが、関連会  
社が牛を飼育しており、将来は600頭程度飼育する計画で、飼料の他に牧草が必要  
で、許可後は、牧草の栽培を行うとのことです。譲受人の耕作面積は許可後56aに  
至るものです。
- 5番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止により、農地1筆の所有権が移転されるも  
ののです。譲受人の耕作面積は許可後、31aに至るもので、譲受人は許可後、水稻の  
栽培を行うとのことです。
- 6番は、譲渡人から譲受人へ、農地と転用農地との交換により、農地1筆の所有権  
が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後56aに至るもので、譲受人は許  
可後、みかんの栽培を行うとのことです。
- 7番は、譲渡人から譲受人へ、贈与により、農地1筆の所有権が移転されるもので  
す。譲受人の耕作面積は許可後52aに至るもので、譲受人は許可後、水稻の栽培を  
行うとのことです。
- 8番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止により、農地2筆の所有権が移転されるも

のです。譲受人の耕作面積は許可後179aに至るもので、譲受人は許可後、水稻の栽培を行うとのことです。

第2号議案は以上8件で、対象地は田9, 484㎡、畑3, 055㎡の合計12, 539㎡となります。

ご審議をよろしく申し上げます。

会長 事務局からの説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。

第2号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を議案書のとおり許可することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

会長 異議がないということですので、第2号議案については全案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。

それでは、次の議案の審議に移ります。第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。

それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

職員 それでは第3号議案、農地法第4条の規程による許可申請の審議についてご説明します。

農地関係議案書2ページをお開きください。

まず、全ての申請について法定の添付書類は整っております。

1番は、申請人が、太陽光発電設備用地に転用するものでございます。立地基準については、徳島市立葬祭場から南西に約200mに位置する、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地でございます。一般基準について、申請人は、申請地が自宅から遠く、また公道との接続が良くない事や労力不足から、借地人に耕作してもらっていたが、返却されたのを受け、果樹等の栽培を試してみたものの、うまくいかず、遊休農地化せず、近隣への悪影響を防止する方策を検討した結果、太陽光発電による売電事業を計画するに至ったもので、発電設備の概要は、太陽光パネル280枚、発電容量74.20kW、出力47.20kW規模のもので、事業費総額2,000万円をのうち、500万円を自己資金で賄い、残りは全額借入資金とする金融機関からの残高証明書、融資証明書の提出が有り、転用の必要性・確実性は認められます。隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

2番は、申請人が、農業用倉庫用地に転用しようとするものでございます。立地基準については、徳島市営国分寺住宅から東へ約250mに位置する農地で、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地で、ございます。一般基準について、申請地は、昭和54年頃、申請地北側に現在居住する住宅を新築した後、申請地に住宅用倉庫兼農業用倉庫を建築し、現在にいたっており、今後、現在の住宅の北側に、世帯分離住宅を建築する際、接道確保にも、現況地目に登記地目を正すことが必要である事から、今回の申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。なお、隣接農地への被害防除措置についても、問題は見受けられませんが、現地はすでに農地

法の許可を受けずに住宅用倉庫兼農業用倉庫が建築されており、今後農地法を遵守する旨の始末書の提出があります。

3番は、申請人が、営農型太陽光発電施設に転用するもので、3年前に許可を受けたところを更新する案件で、今回も許可日から3年間の一時転用とする申請です。営農型太陽光発電設備の設置にあたっては、ソーラーパネルの下部を農地として継続利用し、毎年農業委員会に報告を行う義務が下部農地の営農者に課せられております。営農状況が適切であれば期間満了時に再度一時転用の許可申請を行うことで継続してソーラーパネルを設置することが可能です。一方で営農状況が不適切であれば、再度の一時転用許可を認めず、ソーラーパネルの撤去を求めることとなります。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について、申請人は、農業収入と合わせて売電収入を得ることで農業経営を安定化することで申請に至ったもので、営農計画の実現性については、サトイモ、ジャガイモ、ダイコンを作付する予定で、南井上農協営農指導員の指導のもと、れんげ等のすきこみによる地力の増強を行うなど、定植前の土づくりを十分にいき、排水、除草管理、及び収穫作業等は、常時従事者とシルバー人材センターを活用して行う計画で、収量が地域の平均的な単収の8割以上を確保することです。太陽光発電施設の規模については、ソーラーパネル396枚、発電容量97.02kW、出力90.00kW規模のものです。撤去費用として、200万円を自己資金で賄う、残高証明書の提出があり、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。また営農状況の確認のため、今月17日に国府地区の委員さん2人、事務局2人、転用者側1人により地区審査を実施しました。

第3号議案は以上3件で、田のみ1,145.19㎡で、ございます。転用目的の内訳は、その他施設用地1,145.19㎡で、ございます。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

会長 事務局からの説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、ご意見をいただきたいと思っております。

それでは、3番案件の地区審査に参加していただいた、国府地区の谷川委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

谷川委員 今月17日の午前10時30分から営農型太陽光発電施設の下部の農地の営農状況について、3番の案件で地区審査を実施しましたので報告します。

参加者は浦川推進委員さんと私の委員2人と、営農者側1人、事務局2人の5人で地区審査を実施しました。

今回の更新の農地の面積は、1,119㎡となり、そのうち転用面積は4,19㎡です。事務局からの説明もありましたように、転用期間は3年間の一時転用となります。ソーラーパネルの下部での営農計画についてですが、昨年に引き続きサトイモ、ジャガイモ、ダイコンを栽培する計画とのこと。南井上農協営農指導員の指導のもと、定植前の土づくりに重点を置き、草農法による表層発酵による地力の増強を谷部分で行うなど、地域の平均的な収量の8割を上回る見込みとのこと。

今回現地の視察を行い営農状況の確認ができ、また営農者の意欲のある意見をうかがい、国府地区の委員は一致して、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちま

した。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

会長

ありがとうございました。

地区審査に参加されました委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見・ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。

第3号議案の農地法第4条の規定による許可申請は、1番と2番の案件を議案書のとおり許可すること、3番案件につきましては、議案書のとおり許可相当として県に諮問することに異議はございませんか。

全委員

異議無し。

会長

異議がないということですので、第3号議案については、1番と2番の案件を議案書のとおり許可すること、3番案件は、議案書のとおり許可相当として県に諮問するに決定いたしました。

次の議案に移ります、第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。

それでは事務局、議案の説明をお願いします。

職員

それでは第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議についてご説明します。

議案書3ページをお開きください。

まず全ての申請について、法定の添付書類は整っております。

1番は、譲受人が賃貸借権の設定を受けて、太陽光発電設備へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、発電事業を行うにあたり、申請地南側に面的な広がりがあり、日射量が十分確保できるため、効率的な発電が可能なおことから、話がまとまり申請に至ったもので、発電設備の概要は太陽光パネル2,760枚、発電容量814.20kW、出力800.00kW規模のもので、事業費総額9,000万円を自己資金とする資金証明の提出が有り、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えており大規模なため、先月11日に多家良地区の委員さん4名、事務局2名、転用者側2名により地区審査を実施しました。

2番～4番は、譲受人、事業内容等が同一のため、併せて説明させていただきます。この3件は譲受人が所有権の移転を受けて、露天駐車場に転用するものです。立地基準については、徳島市勝占支所から300m以内に位置する第3種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、駐車場の経営業務を営んでおり、申請地が大松小学校、幼稚園、保育園敷地からも近隣であり、付近の道路が送迎時間帯には特に混雑し路上駐車も多い現状から、需要が見込まれる駐車場をこの地に整備し、付近の渋滞緩和にもつながると考え申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

5番は、譲受人が所有権の移転を受けて、世帯分離住宅へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、現在持ち家がなく実家で生活しておりますが、子供の成長とともに実家暮らしも手狭となり、日常生活にも支障をきたすことから、実家から数十メートルほどにあるこの地に住宅建築を計画したもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

6番は、譲受人が所有権の移転を受けて、農業用倉庫・作業場及び進入路へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、近隣で農業を営んでおり、農機具一式を現在自宅に保管しておりますが、徐々に手狭になってきたため、耕作地にも近いこの地を選び、申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

7番は、譲受人が所有権の移転を受けて、菓子店への転用を行うものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、菓子店を新築及び経営していくにあたり適地を探していたところ、申請地が環状線道路からも近く交通の利便性も良く、隣接地に喫茶店もあることから所有者と話がまとまり、このたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、現地はすでに農地法の許可を受けずに埋め立てされており、今後農地法を遵守する旨の始末書の提出があります。

8番は、譲受人が賃貸借権の設定を受けて、工事用道路及び資材置場に転用するものです。転用期間は、許可日から平成32年3月31日までの一時転用です。立地基準については、10ha以上の規模の一団の農地の区域で、区画面積・形状等が営農に適している甲種農地に区分されますが、一時的な利用の不許可の例外規定に該当し、農地を分断する恐れはありません。一般基準について譲受人は、四国横断自動車道建設にかかる工事を請け負っており、横断道建設予定地への盛土工事を行うために必要な工事用道路が急務となり、申請地を工事期間満了時まで仮設用の工事用道路及び資材を置くスペースとして使用したいことから、所有者と話がまとまりこのたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。本案件は先月の総会の5条許可審議において許可相当となった7件の案件と事業内容が同一の案件であり、申請地一筆のみが境界の立会日程等が遅れていた関係上、今月の申請に至ったものでございます。

9番は、譲受人が使用貸借権の設定を受けて、世帯分離住宅へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、現在賃貸マンションで生活しておりますが、昨年少子供が誕生したことを機に新たに住居を構えたいと考え、実家からも近くのこの地に住宅建築を計画したもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

10番から15番は譲受人、事業内容等が同一のため、併せて説明させていただきます。本案件は、譲受人が所有権の移転を受けて、露天貸資材置場に転用しようとするものです。立地基準については、集团的優良農地の要件を満たす第1種農地に区分されますが、集落接続の例外規定に該当し、また農地分断の恐れもございません。一

般基準について譲受人は、事業拡大等により現在利用している資材置場だけでは手狭となっている業者2社へ、幹線道からも近いこの地を貸資材置場として提供することを計画し、それぞれ賃貸借契約を結んで、木材や鋼管類・土砂などの建築資材、パレットや肥料などの緑化資材などの置場とする申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。なお、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、優良農地の転用案件であるため、今月17日に国府地区の委員さん2名、事務局2名、転用者側1名により地区審査を実施しました。

16番は、譲受人が所有権の移転を受けて、露天貸駐車場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、不動産売買・仲介業を営んでおり、近隣にある保育園の駐車場が不足していたことから、申請地を主に職員・保護者及び来客用の駐車場として利用することで、譲受人と話がまとまりこのたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

17番は、譲受人が賃貸借権の設定を受けて、露天資材置場に転用しようとするものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、現在事務所近隣の土地を資材及び建設機械置場として利用しておりますが、資材増加や市内での業務が増加していることから、新たな資材置場を探していたところ、所有者と話がまとまり申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。なお、隣接農地への被害防除措置についても、問題は見受けられません。

18番は、譲受人が所有権の移転を受けて、露天貸資材置場に転用しようとするものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

一般基準について譲受人は、市内での工事受注が増加している個人経営の会社より、近辺で土木資材やトラック等を保管する場所がないか話が持ち上がり、模索していたところ、環状線及び県道沿いの申請地が交通等の利便性も良いことから、譲受人から資材置場として貸付を行うことで話がまとまりこのたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。

なお、隣接農地への被害防除措置についても、問題は見受けられません。

第4号議案は以上18件で、田18, 132㎡、畑497, 18㎡の計18, 629, 18㎡です。

転用目的の内訳は、住宅用地が867㎡、その他施設用地が17, 762, 18㎡です。

ご審議をよろしくお願いします。

会長

事務局の説明は以上ですが、複数の案件で地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、ご意見をいただきたいと思えます。

それでは、1番案件の地区審査に参加していただいた、多家良地区の岸本委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

岸本委員

先月11日の午後1時30分から1番の案件で地区審査を実施いたしましたので報告します。



参加者は橘委員さん、井川推進委員さん、石田推進委員さんと私の委員4名と、事務局2名、転用者側2名の計8名です。

場所は、県道小松島佐那河内線沿いの、徳島バス八多停留所より北に約300mに位置する農地で、このあたりは、公共投資の対象となっていない農地で、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で、賃貸借権の設定をして太陽光発電設備に転用しようとするものです。また、農振法の除外については、昨年11月に除外公告済であるとのことです。土地の造成については、現状のまま整地を行い、転圧後に再生砕石を10cm～15cmほど敷きならし、新設フェンスを設置して、隣接農地へ被害が及ばないようにするとのことです。また排水については雨水のみで、地下浸透及び、大雨の際には既存の水路へ排水する計画で、水路を管理する地元の水利組合との協議は整っております。

結論として、今回の転用許可申請については、被害防除措置に問題はなく、農地法上で許可相当となる条件を満たしているため、多家良地区の委員は一致して、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です。よろしくお願いいたします。

会長                    ありがとうございます。続きまして、10番から15番案件の地区審査に参加していただいた、国府地区の谷川委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

谷川委員              今月17日の午前10時より10番から15番の案件で地区審査を実施しましたので、報告します。

参加者は浦川推進委員さんと私の委員2名と、事務局2名、転用者側1名の計5名で地区審査を実施しました。

場所は、徳島県立国府支援学校から東に約200mに位置する農地で、このあたりは10ha以上の規模の一団の農地の区域で、区画面積・形状等が営農に適している第1種農地に区分されますが、集落接続の例外規定に該当し、農地の分断の恐れもないとのことです。また、農振法の除外については、昨年の11月に除外公告済とのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権の移転をし、譲受人と業者2社との間で賃貸借契約を結んで、露天貸資材置場へ転用しようとするものです。土地の造成については、出入口以外には土の切り盛りは行わず、出入口のみ盛り土を行い、勾配をとり、敷地全体は現状地盤高で転圧・整地を行い、隣接農地の耕作にも影響のないように対策を講ずるとのことです。排水については、雨水のみで、地下浸透及び、既設の水路に自然放流する計画であり、地元の土地改良区との協議も整っているとのことです。

結論として、今回の転用許可申請については、被害防除措置等に問題はなく、農地法上で許可相当となる要件を満たしておりますので、国府地区の委員は一致して、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です。よろしくお願いいたします。

会長                    ありがとうございます。  
地区審査に参加されました委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見・ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。

第4号議案の農地法第5条の規定による許可申請は、1番の案件と10番から15番案件につきましては、議案書のとおり許可相当として県に諮問すること、2番から9番案件と、16番から18番案件を議案書のとおり許可することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

会長 異議がないということですので、第4号議案については、1番の案件と10番から15番案件を、議案書のとおり許可相当として県に諮問すること、2番から9番案件と、16番から18番案件を、議案書のとおり許可することに決定いたしました。

それでは、次の審議に移ります。第5号議案、非農地証明願の審議について、を開始します。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

職員 それでは第5号議案、非農地証明願の審議についてご説明いたします。  
議案書7ページをお開きください。

すべての申請について所定の添付書類は整っております。

1番の申請地は、徳島市勝占支所から北西へ約130mに位置する農地でありましたが、申請人に平成21年5月28日に相続（受付：平成21年9月25日）されたもので、申請人の親によって、昭和59年頃に車庫が建築され、現在においても、住宅敷地として利用されているものです。非農地化の確認資料としましては、平成10年度総合名寄帳により平成10年1月1日の賦課期日以前から固定資産税の課税地目は宅地となっていることが確認できます。また、平成8年4月23日撮影の航空写真が添付されており、現地が非農地化していることは、現地調査でも確認しております。申請地は、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

第5号議案は以上1件で、対象地は畑244㎡のみでございます。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

会長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。

第5号議案の非農地証明願の審議については、本案件を議案書のとおり証明することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

会長 異議がないということですので、第5号議案については本案件を議案書のとおり証明することに決定いたしました。

それでは、次の審議に移ります。

第6号議案 非農地通知の審議について、を開始します。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

それでは第6号議案、非農地通知の審議についてご説明いたします。

議案書9ページをお開きください。

今回の案件は、全て、平成28年・平成29年の農地パトロールによって、非農地判断をした農地でございます。

1番から4番は、所有者は異なりますが、連続する農地で、同一の状況でございますので、合わせて説明させていただきます。対象地は、JA徳島市眉山支所中部出張所から南に約800mに位置しており、平成28年9月21日及び平成29年10月25日に、地元の委員さんと事務局職員で状況を確認しております。現況について、人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、周りの山林と同化し、境界もわからない状態で、進入路も狭く、そのため、農業用機械の使用は極めて困難で、農地に復元しがたい状態であると認められます。周辺は、山林が多く、非農地判定による周辺農地への被害発生の恐れは、小さいと思われれます。

10ページをお開きください。

5番と6番は、所有者は異なりますが、連続する農地で、同一の状況でございますので、合わせて説明させていただきます。対象地は、徳島市ライフル射撃場から南へ約100mに位置しており、平成28年8月18日及び平成29年10月18日に、地元の委員さんと事務局職員で状況を確認しております。現況について、人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、周りの山林と同化し、境界もわからない状態で、そのため、農業用機械の使用は極めて困難で、農地に復元しがたい状態であると認められます。周辺は、山林が多く、非農地判定による周辺農地への被害発生の恐れは、小さいと思われれます。

11ページにお移りください。

7番の対象地は、徳島市立不動中学校から北へ約500mに位置しており、平成28年9月14日及び平成29年9月29日に、地元の委員さんと事務局職員で状況を確認しております。現況について、長年耕作されていなかったことから、人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、境界もわからない状態で、森林の様相を呈しており、そのため、農業用機械の使用は極めて困難で、農地に復元しがたい状態であると認められます。対象地は、堤防道路と河川に囲まれており、非農地判定による周辺農地への被害発生の恐れは、小さいと思われれます。

12ページをお開きください。

8番の対象地は、徳島市道貞方中央線、仁徳橋から東へ約130mに位置しており、平成28年8月25日及び平成29年10月17日に、地元の委員さんと事務局職員で状況を確認しております。現況について、長年耕作されていなかったことから、人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、森林の様相を呈しており、農地に復元しがたい状態であると認められます。周辺には、優良農地があり、適切な管理が求められると思われれます。

9番の対象地は、徳島市立応神小学校から東へ約300mに位置しており、平成28年8月25日及び平成29年10月17日に、地元の委員さんと事務局職員で状況を確認しております。現況について、長年耕作されていなかったことから、多年生植物が繁茂する状況であり、また、北隣りの空家の敷地が、家屋を飲み込むほどに森林の様相を呈していることや、所有者が近隣に居住していないことから、農地に復元しても、継続して利用することができない状況であると認められます。周辺には、優良農地があり、適切な管理が求められると思われれます。

13ページにお移りください。

10番の対象地は、徳島市立川内北小学校から北へ約600mに位置しており、平成28年9月30日及び平成29年9月14日に、地元の委員さんと事務局職員で状況を確認しております。現況について、長年耕作されていなかったことから、人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、森林の様相を呈しており、農地に復元しがたい状態であると認められます。徳島自動車道北側、側道に面する民家の敷地に接するが、周辺には、優良農地があり、適切な管理が求められると思われま

す。11番の対象地は、国道11号線、東側徳島バス鈴江停留所から東へ約20mに位置しており、平成28年9月30日及び平成29年9月14日に、地元の委員さんと事務局職員で状況を確認しております。現況について、長年耕作されていなかったことから、人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、森林の様相を呈しており、農地に復元しがたい状態であると認められます。幹線道路沿いの店舗に隣接するが、周辺には、優良農地があり、適切な管理が求められると思われま

す。12番と13番は、所有者は異なりますが、連続する農地で、同一の状況でございますので、合わせて説明させていただきます。対象地は、徳島健康科学総合センターから南東へ約600mに位置しており、平成28年9月30日及び平成29年9月14日に、地元の委員さんと事務局職員で状況を確認しております。現況について、長年耕作されていなかったことから、人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、森林の様相を呈しており、農地に復元しがたい状態であると認められます。道路等に囲まれてはいるが、周辺には、優良農地があり、適切な管理が求められると思われま

す。第6号議案は以上13件で、対象地は、田6,351㎡、畑14,415.11㎡、合計20,766.11㎡でございます。

ご審議をよろしく申し上げます。

会長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

谷川委員 耕作放棄地の周辺には、優良農地があり、適切な管理が求められるとは、具体的にどのような対策をとるよう求めているのでしょうか。

職員 耕作放棄地を草木が繁茂した状態のまま放置するのではなく、近隣の農地や住人に迷惑がかからないよう適切に管理して欲しい。また、地目を宅地や雑種地に変えることも視野に入れ、有効に活用して欲しいという意味です。

会長 今示したような、適切な管理とは、具体的に何を意味するののかも非農地通知に記載があった方が良いでしょう。

耕作放棄地が、周辺の優良農地や住民に悪影響を与えかねない状態の場合、早い対応が求められます。

応神地区の耕作放棄地の周辺には住宅があったかと思われま

すか。品山委員 確認したところ、耕作放棄地の周辺は空き家と廃材置場になっていたため、差し迫

って対応が必要ということは無さそうです。

会長                    ありがとうございました。  
委員の皆様、他にご意見、ご質問はありませんか。

森委員                非農地通知を出した後、というのはどうなるのでしょうか。

職員                    通知が発行され、地目変更が可能な状態となりますが、そのまま放置する所有者が多いのが現状です。  
資産税課の判断になりますが、所有者が動かなければ、基本的に地目も田畑のままです。

森委員                農地のままでも、農地以外の地目になったとしても、何か対応が必要な状態に変わりはないかと思いますが、農地以外に地目が変更された場合はどうなりますか。

職員                    農業委員会の管轄からは離れ、市民環境政策課などが対応するようになります。

森委員                固定資産税額の高い雑種地が変わる場合は別として、課税されないケースも多い山林や原野に地目が変わることは、耕作放棄地の改善には繋がらないのではないかと懸念しています。

会長                    非農地になるということは、その土地が農業委員会の手から離れ、問題が起きても農業委員として介入ができなくなることを意味します。審議の段階でよく考えて、非農地の承認を行うようお願いします。  
委員の皆様、他にご意見、ご質問はありませんか。  
それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。  
第6号議案の非農地通知の審議については、本案件を議案書のとおり非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員                異議無し。

会長                    異議がないということですので、第6号議案については、本案件を議案書のとおり非農地と承認することに決定いたしました。なお、この議決により、所有者及び関係各所に非農地通知を送付することになります。  
それでは、次の審議に移ります。  
第7号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について、を開始します。  
それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

職員                    それでは第7号議案、相続税の納税猶予適格者証明願の審議について、説明させていただきます。  
議案書15ページをお開きください。  
今月の申請は1件でございます。

対象地及び相続関係を示す資料等の添付書類は整っております。

1番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、被相続人の子が猶予を受けようとするものがございます。対象地は全て、全面積が継続して耕作状態にあります。

第7号議案は以上1件で、対象地は、田●●●㎡、畑●●●㎡、合計●●●㎡となっております。

ご審議をよろしくお願いいたします。

会長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。

第7号議案の相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、本案件を議案書のとおり証明することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

会長 異議がないということですので、第7号議案については本案件を議案書のとおり証明することに決定いたしました。

それでは、次の審議に移ります。

第8号議案 農用地利用集積計画の承認について、の審議を開始します。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

職員 それでは第8号議案、農用地利用集積計画の承認についてご説明します。  
議案書16ページをお開きください。

全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われま。

利用権設定の内、番号に下線が付されているものが新規設定で、残りは従前からの再設定です。

今月は新規設定が5件、再設定が5件で合計10件となっており、そのうち、賃貸借が8件、使用貸借が2件となっております。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番が多家良地区・10筆・1件、2番が八万地区・3筆・1件、3番～6番が川内地区・12筆・4件、7番～9番が国府地区・6筆・3件、10番が北井上地区・3筆・1件、となっております。

利用権設定については以上で、田20筆19,349.31㎡、畑14筆11,579㎡の合計34筆30,928.31㎡となります。

第8号議案の農用地利用集積計画の承認についての説明は以上です。

ご審議をよろしく申し上げます。

会長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。

第8号議案の農用地利用集積計画の承認については、全案件を議案書のとおり承認することに異議はございませんか。

- 全委員 異議無し。
- 会長 異議がないということですので、第8号議案については全案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。  
続きまして、第9号議案、買受適格証明願（耕作目的）の審議を開始します。  
それでは事務局より、議案の説明をお願いします。
- 職員 それでは、議案書18ページをお開きください。  
第9号議案、買受適格証明願（耕作目的）の審議についてご説明します。  
まず、全ての申請について法定の添付書類は整っております。  
また、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われまます。  
耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。  
なお、今回の適格証明願の交付可否審議につきましては、3条許可証交付の審議を兼ねるものであり、買受適格証明願の交付を受けた申請人が対象地を落札した時点で、本審議と異なる事情が認められない限り、3条許可証が発行されますのでご留意ください。  
1番は、徳島地方裁判所平成29年(ケ)第64号の、差押による期間入札公告に付された対象地について、申請人が耕作目的での取得を希望しているものです。入札期間は、平成30年2月7日から2月14日までとなっております。申請人の耕作面積は、対象地取得後159aに至るものであり、申請人は許可後には対象地において、サツマイモの栽培を行うとのこととです。  
第9号議案は以上1件で、対象地は田のみで2,125㎡となります。  
なお、本審議につきましては、期間入札公告に付された物件への入札情報を示すものであるため、入札期間が終了する平成30年2月14日までは、案件の有無自体を非公開情報とするものですので、委員の皆様方におかれましても十分ご留意くださいますよう、よろしくお願いいたします。  
それでは、ご審議をよろしくお願いいたします。
- 会長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。  
それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。  
第9号議案の買受適格証明願（耕作目的）については、本案件を議案書のとおり証明することに異議はございませんか。
- 全委員 異議無し。
- 会長 異議がないということですので、第9号議案については本案件を議案書のとおり証明することに決定いたしました。  
以上で付議案件の審議を終了します。  
続いて、事務局より報告事項の説明をお願いします。

職員

それでは報告事項についてご報告します。

議案書19ページをお開きください。

1番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について、でございます。4件、受理し、20ページに集計いたしました。

21ページにお移りください。

2番は、農地法第4条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について、でございます。1件について許可を決定し、許可指令書を交付いたしました。

22ページをお開きください。

3番は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について、でございます。1件について許可を決定し、許可指令書を交付いたしました。

23ページにお移りください。

4番は、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について、でございます。3件、受理いたしました。

24ページをお開きください。

5番は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について、でございます。25ページにわたって、11件、受理いたしました。

26ページをお開きください。

6番は、農地法第18条第6項の処理について、でございます。農地の賃貸借契約について合意による解約がなされた旨の通知を、6件、受理しました。

27ページにお移りください。

7番は、農地の転用制限の例外（農地法第4条）による届け出について、でございます。2件、届出を受理いたしました。

28ページをお開きください。8番は、地目変更登記に係る照会に対する回答について、でございます。7件、徳島地方法務局に回答いたしました。

29ページにお移りください。

9番は、転用許可の取消について、でございます。1件、5条許可を取消いたしました。

報告事項についての報告は、以上でございます。

会長

報告は以上ですが、何かご意見等はございませんか。

それでは、以上をもちまして、平成30年1月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。

次回は2月28日（水）の開催予定となっておりますのでよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

（閉会 16時45分）